

税の申告が始まります

問税務課

☎ 22-3148

2月17日(月)～3月16日(月) 開場 午前8時30分 受付 午前9時～午後4時

まずは所得税(国税)の確定申告が必要か確認

確定申告が必要な人

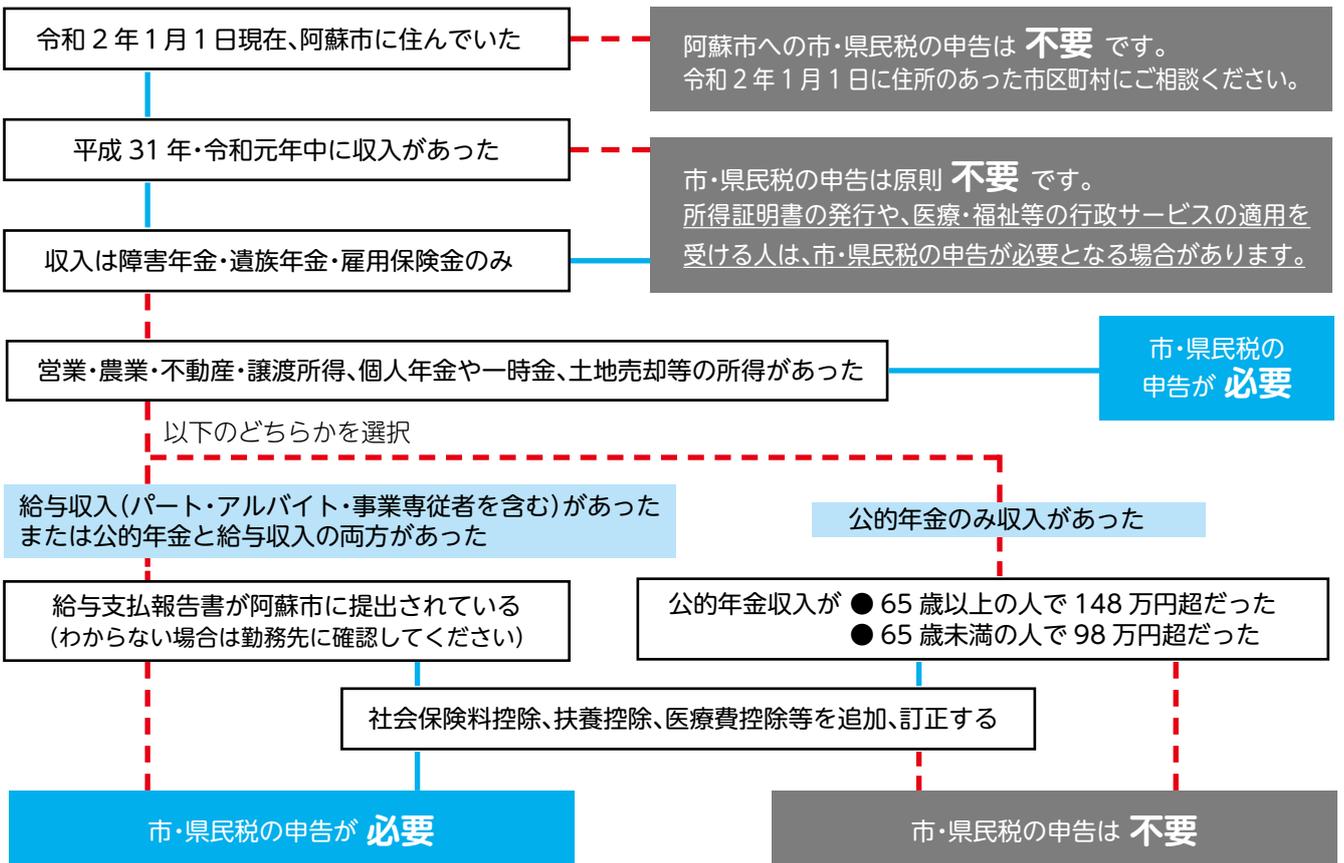
- ① 自営業者等で平成31年・令和元年中の所得金額の合計が、控除合計額を超える(所得税を納める必要がある)
- ② 公的年金収入金額が400万円を超える
- ③ 公的年金収入金額が400万円以下であるが、公的年金以外の所得が20万円を超える
- ④ 年末調整をした給与収入があり、それ以外の所得が20万円を超える
- ⑤ 給与支払を2ヶ所以上から受けている場合で、年末調整をしていない給与の収入金額と給与所得※以外の所得の合計額が20万円を超える ※収入と所得は意味が異なります
- ⑥ 源泉徴収や予定納税で納めた所得税が納め過ぎになっていて還付申告をする
- ⑦ ①～⑥にはあてはまらないが、各種控除を追加して、すでに納めた所得税の還付申告を行う

①～⑦のどれかにあてはまる場合は、税務署か市役所の申告会場で所得税の確定申告を行う必要があります(確定申告を行った場合は市・県民税の申告は不要)。

※住宅ローン関係控除の初年申告や消費税の確定申告を行う人は、市役所会場での受付ができません。税務署で申告してください。

①～⑦のどれにもあてはまらない場合は、市・県民税(住民税)の申告が必要か確認

はい ———— いいえ - - - -



申告会場へ持参するもの

- ① 印鑑（認印可。ただし、所得税の口座振替手続きを行う場合は金融機関届出印）
- ② マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード（確定申告を行う場合のみ）
- ③ 所得を証明する書類
 - ・源泉徴収票（給与、公的年金など）
 - ・土地、建物、山林などの資産を譲渡（公共事業等の収用を含む）した場合は、契約書や証明書などの関係書類
 - ・個人年金や生命保険などの満期・解約時の受取金や一時金の額が記載された書類
 - ・事業所得や不動産所得の「収支内訳書」※、収支の確認ができる帳簿・通帳・領収書など

※前年に事業所得（主に農業所得）があった人には事前に収支内訳書作成の説明資料をお送りしていますので、申告前に作成して会場におこしてください。
- ④ 所得控除額を証明する書類
 - ・社会保険料（国民年金や農業者年金保険料の支払いがある場合）の領収書など
 - ・生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料などの控除証明書
 - ・医療費控除の明細書または医療費の領収書、「医療費のお知らせ（要件を満たすもの）」
 - ・雑損控除の関係書類（熊本地震に係る損失額の計算書、前年の確定申告書の控えなど）

申告日程

会場	月 日	対象となる行政区
【波野会場】 波野支所 会議室	2月17日 月	小園、笹倉、大道、立塚、横堀、遊雀、仁田水、滝水
	2月18日 火	榎木野、赤仁田、小地野、坂の上、中道、山崎、中江
【阿蘇会場】 内牧支所 大会議室	2月19日 水	深葉、折戸、浜川、小池、今町、永草
	2月20日 木	内牧1区、南宮原、乙姫
	2月21日 金	内牧2区、小里、本村、茗ヶ原、元黒川、黒川千丁
	2月25日 火	内牧3区、西小園、原の口、下の原、新村、上西黒川、下西黒川
	2月26日 水	内牧4区、湯浦、山田、小倉、跡ヶ瀬、的石
	2月27日 木	内牧5区、西小倉、南黒川、狩尾1区、狩尾2区
	2月28日 金	宇土、黒流町、小野田町、北黒川、狩尾3区
	3月 2日 月	西湯浦、鷲の石、赤水
	3月 3日 火	成川、枳、車帰
【一の宮会場】 市役所本庁 北側別館大会議室	3月 4日 水	町1区、古城5の2区、古城6区、舞谷、上役犬原、蔵原
	3月 5日 木	町2区、北1区、分2区、古城7区、道尻、竹原
	3月 6日 金	分1区、西仲町、桜町、福原、荻の草、下役犬原、西町
	3月 9日 月	塩塚、下町、馬場、豆札、原口、東黒川、坊中
	3月10日 火	西1区、西3区、福岡、上町、古城5の1区、中原、片隅
	3月11日 水	西2区、古神1区、分3区、神石、東仲町、古城1区、下西河原
	3月12日 木	東2区、古神2区、古城2区、古城3の1区、上井手、上西河原、西下原
	3月13日 金	古神3区、古閑、古城3の2区、古城4区、下井手、西井手、下東下原
	3月16日 月	北2区、東1区、東3区、上東下原

日程表・準備物・注意事項などの詳細は、税務課・支所窓口に掲げ置きのリフレットにも記載していますのでご利用ください。

税の申告が始まります 申告の準備をしましょう

税申告で障害者控除が 受けられる場合があります

障害者手帳などの交付を受けていない場合でも、次に該当し認定の基準を満たしている人は令和元年（平成31年）分の申告用として障害者控除を受けられる場合があります。「障害者控除対象者認定書」の交付を希望する人はお問い合わせください。

● 認定書の対象（すべてに該当）

- ① 令和元年12月31日現在（年の途中に死亡した場合はその日）で阿蘇市介護保険第1号被保険者に該当する人

- ② 要介護認定を受けていて認定基準を満たしている人（要支援は非該当）

- ③ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書などを所持していない人

● 認定の基準

単に要介護度だけでなく、身体障害の状態や認知症の状態によ

る自立度も含めて判定します。要介護認定の人にも必ず認定書が交付されるとは限りません。

● 申請方法

- ▽申請者 本人または親族
- ▽持参物 介護保険証、印鑑
- ▽申請先 市役所ほけん課
- ※申請用紙は、ほけん課・各支所窓口にあります。市のホームページからもダウンロードできます。
- ※審査後、郵送で交付します。窓口での即時交付はできません。
- ☎ほけん課 介護保険係
22・3145

税務署からのお知らせ

阿蘇税務署 ☎22・0551
音声案内に従って操作してください

青色申告をはじめませんか？

事業所得や不動産所得の一番身近な節税策である青色申告をはじめてみませんか。白色申告に比べてさまざまな特典があり有利ななっています。税務署に「所得税の青色申告承認申請書」を提出し、3月15日までに承認されれば、令和3年の所得税確定申告（令和2年分）から青色申告ができます。

税務署の休日開庁

確定申告期の閉庁日（休日）対応を実施します。平日に申告相談ができない人はご利用ください。

- とき 2月24日（月）・3月1日（日）
午前9時～午後4時

- ところ 熊本城ホール（1階展示ホール）

スマホでも申告できます

マイナンバーカードに対応したNFCスマホを使えば確定申告期間中なら24時間申告でき、PDF形式でスマホに控えを保存できます。

2か所から給与をもらっている人や年金収入、副業の雑所得がある人などスマホ申告を利用できる範囲が広がりました。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。か阿蘇税務署にお尋ねください。

● スマホ申告に必要なもの

マイナンバーカード、NFC対応スマートフォン、税務署から発行されたIDとパスワード



若者世代の食育

波野支部では阿蘇中央高校の皆さんと、校舎ごとに2日間で調理実習を行いました。

『若者世代の健康と食を考える』という課題で不足しがちな野菜や乳製品を使ったメニューを作りました。

講話では、最近の若者世代の食生活の課題について話をしました。最近の高校生は、朝ご飯を食べない人が多いようです。朝食は栄養を摂るだけでなく家族が顔を合わせる大切な1日の始まりとも言えます。将来、出産に必要な身体づくりのために、3食しっかり食べる

習慣を身につけ、栄養の不足がないようにすることをお話ししました。調理実習では、日頃から家庭でお手伝いする生徒さんや、初めて料理する生徒さんと様々でしたが、上手に調理できていました。塩分も3g未満と薄味でしたが「おいしい」と喜んで食べていました。（波野支部）



阿蘇市競争入札参加資格審査申請書の追加受付

問 財政課 管財契約係 ☎ 22-3204

令 和 2 年度に阿蘇市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の購入（製造及び修理を含む）、業務委託（建設工事関係を除く）への入札参加を希望する事

業者は「競争入札参加資格審査申請書」の提出が必要です。期限内に必ず申請書を提出してください。



●受付期間

2月3日(月)～2月28日(金)
※午前9時～正午、午後1時～午後5時
(土曜、日曜、祝日は除く)

●受付場所

〒869-2695
熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1
阿蘇市役所総務部
財政課管財契約係(本庁舎2階)

●受付業種

▷建設工事
▷測量・建設コンサルタント等
▷物品・業務委託(建設工事関係を除く)

●提出方法

郵送(2月28日(金)必着)
※阿蘇市内業者は持参提出も可能。

●有効期間

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

●提出書類

- ①提出書類の詳細は、阿蘇市ホームページでご確認ください。
- ②様式は全て阿蘇市指定様式です。他の様式は使用できません(一部任意様式可)。
- ③書類順にA4ファイルに綴じて提出してください(ホッチキス・クリップ不可)。
- ④A4ファイルの表紙と背表紙に「阿蘇市競争入札参加資格審査申請書」と「社名」を明記してください。

●その他

- ▷様式は阿蘇市ホームページからダウンロードできます。
- ▷郵送の場合、返信用封筒を同封してください。
- ▷阿蘇市の競争入札参加資格は阿蘇医療センターでも適用されます。
- ▷本申請は追加受付です。令和元年度に申請し、希望業種に変更ない場合は申請不要です。

市外の人でも広報あそを購読できます

阿蘇市内の情報をお届けする「広報あそ」は、市外の人でもふるさと便として年間を通して購読を希望する人に900円/年で発送しています。遠方のご家族やご親戚などで購読を希望される人は、総務課秘書広報係 ☎ 22-3111 までお問い合わせください。



共同配車始めました。

「タクシーコール阿蘇」

※りんどうタクシー:0967-32-0531

一の宮タクシー:0967-22-0161

は「タクシーコール阿蘇」で電話をお受けして配車しております。



「タクシーコール阿蘇」代表番号0967-22-0161